

平成30年度 生徒募集要項

埼玉県立朝霞西高等学校
埼玉県朝霞市膝折2番地17
TEL 048-466-4311

I 一般募集による入学者選抜

1 募集人員

全日制の課程 普通科 男・女、320名（転編入学募集人員2名を含み、募集人員の内数とする。）

2 出願資格

出願資格は、次の(1)、(2)、(3)までのいずれかの条件を満たし、かつ(4)に該当する者で、本校への進学を強く希望し、本校に対する志望の動機、理由が明白かつ適切である者とする。

- (1) 平成30年3月31日までに中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業見込みの者、又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者。
- (2) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者、又は中等教育学校の前期課程を修了した者。
- (3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者（学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者）。
- (4) 原則として保護者とともに県内に居住している者。

3 出願手続

(1) 出願書類

ア 入学願書、受検票

イ 入学選考手数料

志願者は、入学選考手数料として、「入学願書」の所定の位置に2,200円の埼玉県収入証紙を貼り、消印をせず、出身又は在学中学校長（以下、「出身中学校長」という。）を経て、本校校長に提出すること。

ウ 調査書

志願者は、出身中学校長から交付を受けた「調査書」を本校校長に提出すること。

エ 学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表

出身中学校長は、「学習の記録等学年内評価分布表」・「学習の記録等一覧表」を入学願書、受検票、調査書の提出期間及び受付時間と同一期間内に本校校長及び高校教育指導課に提出すること。

(2) 出願書類等の提出期間及び受付時間

入学願書 受検票 調査書	平成30年2月19日（月） 午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで 2月20日（火） 午前9時から正午まで 入学志願者は本校校長に一括して提出すること。ただし、郵送による提出の場合は、「簡易書留」等、配達記録が残る扱いとし、併せて平成30年2月16日（金）を配達指定日とすること。 封筒の表には「入学願書等在中」と朱書きすること。
学習の記録等学年内 評価分布表 学習の記録等一覧表	上記と同じ期間に、出身中学校長が本校校長に一括して提出する。ただし、郵送による提出の場合は、「簡易書留」等、配達記録が残る扱いとし、併せて平成30年2月16日（金）を配達指定日とすること。封筒の表には「学習の記録等一覧表等在中」と朱書きすること。

4 志願先変更

志願者は、次の期間内に1回に限り、志願先を変更することができる。ただし、一般募集による入学者選抜に出願した者については、帰国生徒特別選抜又は外国人特別選抜の出願資格を有する者であっても、帰国生徒特別選抜又は外国人特別選抜へ志願先変更をすることはできない。

(1) 受付期間及び受付時間

平成30年2月22日（木）は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで
2月23日（金）は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

(2) 手続

志願先変更を希望する者は、出身中学校長を経て、「志願先変更願」及び受検票を、本校校長に提出し、「志願先変更証明書」の交付を受けた後、新たに出願手続をとること。ただし、上記(1)の期間内に手続きを完了させること。なお、志願先変更手続は、郵送によることはできない。

5 志願取消し

志願を取消す場合は、出身中学校長を経て、「志願取消届」及び受検票を速やかに本校校長に提出すること。

6 学力検査

(1) 期日 平成30年3月1日(木) 午前8時40分 本校体育館集合

(2) 日程

時間	8:45~9:20	9:25~10:15 (50分)	休	10:35~11:25 (50分)	休	11:45~12:35 (50分)	昼	13:30~14:20 (50分)	休	14:40~15:30 (50分)
教科等	一般諸注意	国語	憩	数学	憩	社会	食	理科	憩	英語

(3) 携行品

受検票、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、三角定規(直定規も可)、コンパス、弁当、上ばき及び下足袋の他、計時機能のみの時計も可とする。

(4) 急病その他やむを得ない事情により学力検査を受検できない場合は、その事由を証明する書類を出身中学校長を経て、当日までに本校校長に提出しなければならない。

7 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜

(1) 出願資格

平成30年3月31日までに中学校を卒業する見込みの者で、中学校在学中に一過性のつまずきなどにより不本意な中学校生活を送った者で、在学中中学校長が、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜による出願に該当すると認めた者。

(2) 出願手続

不登校の生徒などを対象とした特別な選抜を希望する者は、「自己申告書」を、在学中中学校長を経て、入学願書とともに、本校校長に提出すること。

「入学願書」の記入に当たっては、「特別な選抜に関する申告欄」の「不登校の生徒などを対象とした特別な選抜」に○を付すこと。

(3) 面接

学力検査当日に学力検査とは別に面接を実施する。面接は個人面接とする。

(4) 志願先変更

志願先変更をする場合は、新たに志願する高等学校長に改めて「自己申告書」を提出すること。なお、先に志願した高等学校長に「自己申告書」を提出しなかった場合、志願先変更をする高等学校長に「自己申告書」を提出することはできない。

8 入学許可候補者の発表

(1) 平成30年3月9日(金) 午前9時、本校において入学許可候補者の受検番号を掲示する。入学許可候補者には「選抜結果通知書」を交付する。入学許可候補者は受検票を持参し、必要書類を受け取ること。

(2) 入学許可候補者の受検番号一覧を学校別に埼玉県教育委員会ホームページに掲載する。その詳細は本校ホームページに掲載する。

(3) 入学許可候補者が、やむを得ない事情により入学を辞退しようとするときは、辞退理由を記した「入学辞退届」(様式自由)を、出身中学校長を経て本校校長に提出すること。

II 帰国生徒特別な選抜による募集

1 帰国生徒特別な選抜による募集の実施時期及び募集人員

一般募集における入学者選抜に併せて実施する。募集人員は一般募集による入学者選抜の募集人員に含め、8名を上限とする。

2 出願資格

Iの2に定める出願資格を有する者で、かつ、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者とする。

(1) 日本国外における在住期間が、帰国時から遡り継続して、原則2年以上4年未満の者で、帰国後2年以内の者。

(2) 日本国外における在住期間が、帰国時から遡り継続して、原則4年以上の者で、帰国後3年以内の者。
ただし、「帰国後2年以内」及び「帰国後3年以内」とは、原則として、帰国した日から平成30年2月1日現在で、それぞれ2年及び3年が経過していない場合をいう。

3 出願手続

Iの3に準じる。ただし、次のことに留意する。

「入学願書」、「受検票」とともに「海外在住状況説明書」を本校校長に提出すること。

「入学願書」の記入に当たっては、「特別選抜に関する申告欄」の「帰国生徒特別選抜による募集」に○を付し、出身中学校長による応募資格証明を受けること。

4 志願先変更

Iの4に準じる。ただし、次のことに留意する。

帰国生徒特別選抜に出願した者は、1回に限り、他の帰国生徒特別選抜又は一般募集を行う高等学校に志願先を変更することができる。ただし、他の帰国生徒特別選抜を行う高等学校の「帰国生徒特別選抜による募集」に志願先を変更する場合は、本校校長が交付する「帰国生徒特別選抜証明書」を添付すること。

なお、一般募集による入学者選抜に出願している者については、帰国生徒特別選抜へ志願先変更することはできない。

5 学力検査

Iの6により行う。問題は他の志願者と同一とする。ただし、志願者は社会及び理科の2教科の学力検査は受検しない。学力検査の日程は、次のとおりとする。

時間	8:45~9:20	9:25~10:15 (50分)	休	10:35~11:25 (50分)	休	11:45~14:20	休	14:40~15:30 (50分)
教科等	一般諸注意	国語	憩	数 学	憩	本校校長の指示に従う。	憩	英 語

6 面接

学力検査当日に学力検査とは別に面接を実施する。面接は個人面接とする。

7 選抜

選抜に当たっては、海外での生活や学習状況等に十分配慮する。

8 入学許可候補者の発表

Iの8に準じる。

Ⅲ 私立中学校から出願する場合の手続等

1 私立中学校から出願する場合

(1) 県内に居住し、県内の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者。

ア 出願資格 Iの2による。

イ 出願手続

(ア) Iの3による。

(イ) 住民票の写し(出願日より3ヶ月以内に発行され、保護者と志願者について記載されており、個人番号(マイナンバー)の記載のないもの)を提出する。

(2) 県内に居住し、県外の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者。

下記のIVによる。

(3) 平成30年3月末までに県内に転居する予定の者で、県内又は県外の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者。

下記のIVによる。

Ⅳ 県外の中学校等から出願する場合の手続等

1 出願資格

出願について本校校長の承認を得た者。

2 出願承認の手続

(1) 出願承認の申請

ア 「埼玉県公立高等学校出願承認申請書」に、別に定める承認のための必要書類を添付し、本校校長に提出する。

イ 出願承認の申請を行う期間及び受付時間

平成30年1月10日(水)から2月19日(月)まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。)
受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで。
なお、可能な限り、平成30年2月16日(金)までに「出願承認の申請」を行うこと。

(2) 出願書類の提出方法

ア Iの3による。

イ 「入学願書」、「受験票」及び「調査書」は、本県所定のものとする。

ウ 「入学願書」等とともに、本校において交付された「埼玉県公立高等学校出願承認書」を添付して提出する。

エ 「学習の記録等学年内評価分布表」及び「学習の記録等一覧表」については、提出する必要はない。

V 海外の日本人学校等から出願する場合の手続等

1 出願資格

埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課において出願資格の認定を受けた者。

2 出願資格認定の手続

(1) 出願資格認定の申請

「平成30年度埼玉県公立高等学校入学志願者の出願資格認定申請書」に別に定める認定のための必要書類を添付し、埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課長に提出して認定を受ける。

(2) 出願資格認定の申請を行う期間及び受付時間

平成29年12月1日（金）から平成30年2月19日（月）正午まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日、12月29日（金）から1月3日（水）までの間を除く。）

受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで。

なお、可能な限り、平成30年2月16日（金）までに出席資格の認定を受けること。

(3) 出願書類の提出方法

ア Iの3による。

イ 「入学願書」、「受験票」及び「調査書」は、本県所定のものとする。

ウ 「入学願書」及び「受験票」は、埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課（電話048-830-6766）で交付する。

エ 出願の際、「入学願書」等とともに、県立学校人事課においてあらかじめ交付された「出願資格認定申請書」及びその添付書類を提出する。

オ 「学習の記録等学年内評価分布表」及び「学習の記録等一覧表」については、提出する必要はない。